

第 82 期将棋名人戦
なりた勝負おやつコンテスト募集要項

1. 目的

現在、成田市では、市制施行 70 周年記念事業として、第 82 期将棋名人戦の成田市開催に向けて、誘致の提案をしています。

対局会場の決定は、2 月中旬頃が予定されていますが、誘致活動が実を結び、成田市での開催が実現することを想定し、名人戦対局時に対局棋士に提供する「おやつ」の候補を募集します。

開催日については、対局会場の決定と合わせて決まるものとなりますが、4 月中旬から下旬頃を見込んで誘致を行っています。

本事業は、将棋に親しみがない人にもおやつを通してタイトル戦を楽しんでもらい、さらには、名人戦成田対局をまち全体で歓迎し、盛り上げていくため、広く「なりたのおやつ」を募集するものです。本市の魅力ある商品を全国に発信することでシティプロモーションに繋げ、まちの活性化と話題づくりに取組みます。

※ 現時点においては、将棋名人戦の対局地として誘致をしている段階となります。対局会場及び開催日については、決定し次第、成田市ホームページにて発表します。なお、対局会場として選定されなかった場合については、本事業を中止とすることをあらかじめご了承ください。

2. 応募について

第 82 期将棋名人の対局棋士に提供するおやつ候補を募集します。

3. 事業日程

募集期間	令和 6 年 2 月 9 日から 2 月 26 日まで
第一次審査(書類審査)	令和 6 年 2 月 27 日から 2 月 29 日
第二次審査(市民審査)	令和 6 年 3 月 1 日から 3 月 8 日
第三次審査(実食審査)	令和 6 年 3 月 27 日
結果発表	3 月下旬から 4 月上旬
名人戦成田対局(予定)	令和 6 年 4 月中旬～下旬

4. 応募方法

下記 URL または QR コードから電子申請にて応募商品の写真を添付し必要事項を記入の上、ご応募ください。

応募にあたっては、応募規定及び注意事項に記載されている事項を遵守してください。

URL: <https://logoform.jp/form/kR3j/448064>

QR コード



5. 選考について

① 第一次審査

提出いただいた応募内容に基づき、書類審査を行います。

② 第二次審査

成田市立小・中学校の児童・生徒によるインターネット投票を実施し、10 品程度を選定します。

③ 第三次審査

成田市制施行 70 周年記念事業実行委員会の委員等による実食審査を行い、6 品程度を決定します。

6. 審査結果

第一次審査及び第二次審査の結果は、第三次審査で実食する「おやつ」候補の発表をもつて、審査結果の発表とします。

最終結果については、3 月下旬から 4 月上旬に、成田市ホームページにて発表します。

7. 応募規定(応募した時点で、全ての規定に同意したものとみなします)

- 応募可能な会社は、市内で営業する店舗とし、1 社につき 2 品の応募に限ります。
- 新商品、既製品問わずご応募いただけます。
- 支店等が複数ある場合もそれぞれの店舗での応募は認めません。ただし、いわゆる系列店舗において、それぞれが独立し商品の開発・販売をしている場合はこの限りではありません。
- 応募にあたっては、応募する商品の現物写真の提出を必須とします。
- おやつは直径 30 cm 以内の皿に収まる大きさの物とします。
- 第三次審査実施日の午前 9 時頃までに成田市役所 3 階企画政策課まで無償にて提供及び配達が可能であることとします。なお、実食審査の日程やおよび必要個数等

の仕様については、第三次審査の「おやつ」候補の公表と併せてお伝えします。

- 対局前日の午後 7 時頃の注文で翌日午前 9 時頃に、また、対局当日の午前 10 時頃の注文で当日午後 2 時頃に、成田山新勝寺まで無償にて提供及び配達が可能であることとします。
- 応募する商品は、将棋名人戦成田対局終了後から 3 ヶ月以上継続して販売・提供することが出来るものとします。
- 商品の保存方法は常温、冷蔵のものとし、食す際に加熱等の調理が必要なものは認められません。
- 他社の商品を模倣したものや極端に高額なものは認めません。
- 提供に必要な食品衛生法に基づく菓子製造業等の営業許可を受けていることとします。
- 提供する商品についてのアレルギー及び消費期限について情報提供を求めます。
- 提供いただいた写真の著作権(著作権法第 27 条および 28 条の権利を含む)は、全て成田市に帰属します。また、著作者人格権は行使しないことを前提として、写真を提供していただくこととなります。

8. 注意事項

- 本事業に絡めて商品の販売を行う場合は、棋士個人名を利用して販促を行うことはできません。
基本文言) 名人戦成田対局に「(メニュー名称)」をご提供しました
※ 基本文言(定型文)での使用のみ可とさせていただきます。
- 棋士の画像の使用はできません。
- 如何なる場合でも棋士個人名と商品をかけ合わせた文言の使用はできません
- 商品の画像と基本文言の組み合わせの使用は、自社のサイトやソーシャルメディアにおいては可能ですが、如何なる広告(純広告、タイアップ広告)および EC サイト、実店舗の POP 等の商業利用はできません。
- 本事業は、おやつ候補の選定を目的とするものであり、6 品程度に選ばれたとしても、あくまで「候補」であり、必ずしも対局棋士が食すものではないことをご留意ください。
- 審査結果についてのお問い合わせにはお答えできません。
- 商品や商品名、店名等が公序良俗に反するもの又は今回のおやつ選びの趣旨にそぐわないと判断されるものは認めません。
- 候補に採用されたか否かに関わらず、応募規定に満たないことが判明した場合はタイトル戦終了後であっても失格とし、市の HP や募集一覧等の媒体から削除する場合があります。
- 応募者から提出された電子データの印刷による色味の変化等に関する影響について

は、本市で一切の責任を負わないものとします。

- 応募者が次のいずれかに該当する場合、当該応募者による応募は無効とします。
 - ① 役員等(応募者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - ② 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。